

第21号議案

春日市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成31年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

保護者の経済的負担を軽減するため、及び福岡県内の市町村の状況に鑑み、子ども医療費の支給の対象者に係る所得要件を廃止したい。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

春日市子ども医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第3項から第5項までを削る。

第5条後段を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市子ども医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、施行日以後の療養に係る子ども医療費の支給について適用し、施行日前の療養に係る子ども医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定による子ども医療費の受給資格の認定及び受給資格者に対する子ども医療証の交付は、施行日前においても行うことができる。